

## ～町と町民の方々・事業者の役割～

### 町の役割

町は、町民の方々や事業者などと連携を図りながら、次の施策を常時・継続して実施することとします。

- ・町民の方々や事業者などに対する安全に関する意識の啓発及び必要な情報の提供
- ・町民の方々や事業者が自主的に実施する安全に関する活動への支援
- ・安全な地域社会の実現のための環境整備
- ・その他この条例の目的を達成するために必要な施策

なお、町の一般職の職員は、安全に関する知識及び技術の習得に努め、地域における安全・安心なまちづくりに関する活動に積極的に参加するよう努めるものとしています。

また、安全・安心なまちづくりに関する施策の策定及び実施に当たっては、子どもや高齢者、障害者、女性、観光客、外国人などに配慮しなければならないこととしています。

### 町民の方々の役割

町民の方々の役割について、次のように定めています。

- ・安全・安心なまちづくりへの理解を深め、日常生活において自らの安全の確保に努めるとともに、相互に協力して、地域における安全・安心なまちづくりに関する活動に積極的に取り組み、町が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよ

う努める。

- ・非常時においては、相互に協力し、自ら積極的に活動するよう努める。

また、子どもや高齢者、障害者、女性、観光客、外国人などのプライバシーの確保・個人情報の保護に配慮しつつ、これらの方々地域において安心して暮らすことができるよう配慮するとともに、非常時には、これらの方々うち特に支援を必要とする方への支援の実施について努めるものとしています。

### 事業者の役割

事業者の役割について、次のように定めています。

- ・事業活動の実施に当たっては、安全の確保に努めるとともに、地域社会を構成する一員として地域における安全・安心なまちづくりに積極的に参画し、町が実施する安全・安心なまちづくりに関する施策に協力するよう努める。
- ・非常時においては、保有する能力を町民の方々の安全の確保のために提供するよう努める。

また、町民の方々に同じく、子どもや高齢者、障害者、女性、観光客、外国人などのプライバシーの確保・個人情報の保護に配慮しつつ、これらの方々地域において安心して暮らすことができるよう配慮するとともに、非常時には、これらの方々うち特に支援を必要とする方への支援の実施について努めるものとしています。

## ～南三陸町安全・安心の日～

この条例では、広く「安全・安心なまちづくり」についての関心と理解を深めるとともに、東日本大震災から得た教訓を伝承するため、毎月11日を「南三陸町安全・安心の日」と定めています。

町は、この安全・安心の日には、その趣旨にふさわしい事業を実施するとともに、町民の方々・事業者による各種活動を推進するよう努めることとしています。

なお、毎月11日には、月ごとの主要テーマを設定し、防災行政無線放送による啓発広報なども実施します。

## ～安全・安心なまちづくり推進会議と地域安全指導員～

この条例では、安全・安心なまちづくりに関する基本的な事項を総合的に審議するための機関として「南三陸町安全・安心なまちづくり推進会議」を、町民の方々や事業者への安全・安心なまちづくりに関する意識の普及啓発などを行うための「南三陸町地域安全指導員」をそれぞれ置くこととしています。

## ～訓練の実施～

この条例では、町は、毎年1回以上、町民の方々や事業者などが参加する「地震・津波の発生その他非常時に対応するための訓練」を主催しなければならないこととしています。

町民の方々や事業者は、この訓練に積極的に参加し、非常時において自らを守る「自助」、非常時において地域社会がお互いを守る「共助」の仕組みづくりとその確立に努めることとしています。

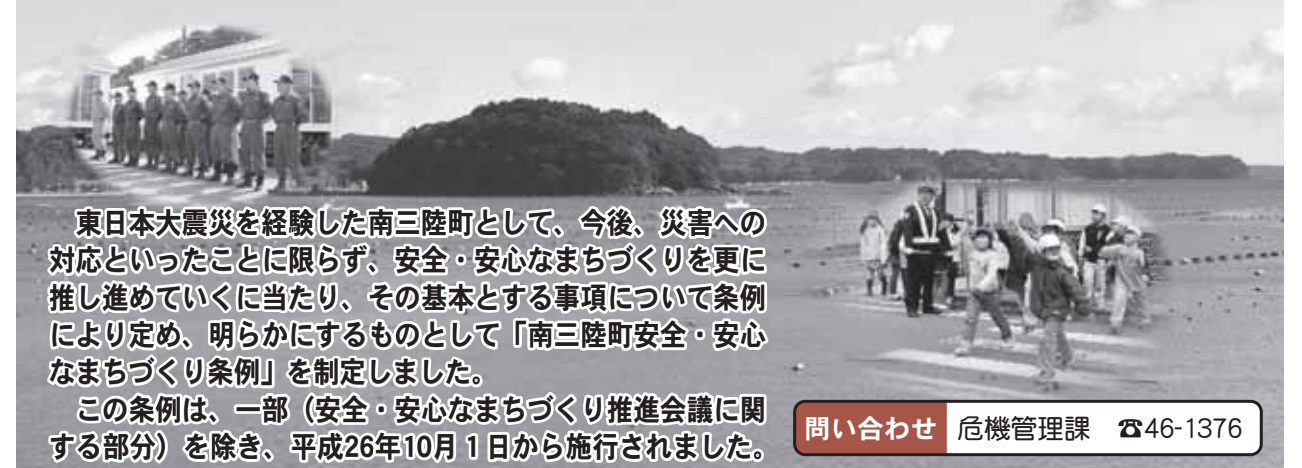
なお、この訓練の一つとなる南三陸町の防災訓練は、平成26年度以降、11月5日（津波対策の推進に関する法律第15条に定める津波防災の日）以後に初めて訪れる日曜日（その日曜日に選挙が執行されるなど極めて特殊な事情がある場合は、その日曜日の次の日曜日）に実施することと決定しています。

### 条例の制定に当たっての意見公募手続（パブリックコメント）の実施結果

この条例の制定に当たり実施した意見公募手続の結果については、次のとおりでした。

- ・意見公募の実施期間 平成26年7月1日から同月31日まで
- ・意見公募の公表方法 毎戸向けチラシの配布、町ホームページへの掲載、役場・歌津総合支所への資料備付。
- ・意見の提出方法 郵便、ファクシミリ、電子メール、持参による提出。
- ・意見公募した結果 意見を提出された方3人（意見の件数4件）
- ・意見の内容など 役場危機管理課に備え付けているほか、町ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

## 南三陸町安全・安心なまちづくり条例を制定しました



東日本大震災を経験した南三陸町として、今後、災害への対応といったことに限らず、安全・安心なまちづくりを更に推し進めていくに当たり、その基本とする事項について条例により定め、明らかにするものとして「南三陸町安全・安心なまちづくり条例」を制定しました。

この条例は、一部（安全・安心なまちづくり推進会議に関する部分）を除き、平成26年10月1日から施行されました。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

## ～条例制定の背景～

### 条例前文

平成23年3月11日午後2時46分、国内観測史上最大の規模となる東北地方太平洋沖地震が発生した。この地震は、広く一般に普及した想定を遥かに超える規模の津波を発生させ、この津波は、正に人知を超えた猛威を振るい、多くの尊い人命、財産を一瞬にして奪い去り、かけがえのない私たちのふるさとに未曾有の被害をもたらした。原子力発電所の事故をも生み、後に東日本大震災と呼ばれることとなったこの災害は、南三陸町、宮城県のみならず、太平洋沿岸の各地域、そして我が国に甚大な被害、影響を及ぼし、私たちは、自然に対する人の無力さ、自然に立ち向かうことの限界を改めて痛感した。

こうして記憶される自然災害に加え、私たちの日々の暮らしには、都市化や人間関係の希薄化が進むにつれ増加し凶悪化する犯罪、生活環境の利便性が向上す

るにつれ増加し重大化する事故といった危険も存在する。これらは、各個人の力では到底防ぎきれず、人類の共通した願いである安全で安心できる日々の暮らしを脅かすものとして、今この時も存在する。

私たちの生命、財産及び暮らしを守るためには、安全で安心できるまちづくりについて、私たち自身が考え、積極的に、かつ、協働して進めていかなければならず、それこそが、未来の命、暮らしをも守ることにつながると確信する。そしてまた、そうしたまちづくりを、東日本大震災により大きな被害を受けた私たちがだからこそできると信じ進め、発信していくことは、東日本大震災の発生後において全国、世界中から寄せられた数え切れないほどの支援に応える使命であると考えます。

よってここに、未来にわたり海、山と共に生き、誰もが安心して暮らせる安全なまちの創造を実現するため、この条例を制定する。

## ～条例の目的や基本理念～

### 目的

この条例は、安全・安心なまちづくりに関し必要な基本理念を定めること、町と町民の方々・事業者の役割を明らかにすること及び安全・安心の確保と推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、現在と将来の町民の方々が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的としています。

### 安全・安心なまちづくり

この条例では、「安全・安心なまちづくり」について、「災害による被害の防止及び軽減並びに犯罪及び事故の防止に関する活動、環境の整備その他の安心して暮らすことができる安全な地域社会を築くための取組」をいうものとして定義しています。

### 基本理念

この条例では、安全・安心なまちづくりは町と町民の方々・事業者の相互の協力により、次の事項を基本として推進されなければならないものとして定めています。

- ・町と町民の方々・事業者の自主性が発揮され、それぞれが持つ能力に応じた適切な役割の分担及び相互の連携が図られること。
- ・町と町民の方々・事業者が、自らの安全は自らが守るといった意識を基本とし、過去の災害、犯罪及び事故から得た教訓を日常の活動に生かし、非常時に備えること。
- ・安全・安心なまちづくりを次代の社会に伝承していくこと。